（検疫調整官）

第百二十条の二　小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所厳原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2　（略）

（上席薬事監視専門官及び薬事監視専門官）

第七百二十四条　医事課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　薬事監視専門官七人

三　（略）

2・3　（略）

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百二十五条　地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　地域包括ケア推進官一人

三　東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ　上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　地域包括ケア推進官二人

2・3　（略）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　社会保険監査指導官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ハ　（略）

二　（略）

2～4　（略）

（検疫調整官）

第百二十条の二　小樽検疫所千歳空港検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所及び福岡検疫所長崎検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2　（略）

（上席薬事監視専門官及び薬事監視専門官）

第七百二十四条　医事課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　薬事監視専門官六人

三　（略）

2・3　（略）

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百二十五条　地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

（新設）

2・3　（略）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　社会保険監査指導官三人

ハ　（略）

二　（略）

2～4　（略）